

和泉市地域福祉推進コーディネーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市と社会福祉法人和泉市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が協働で推進している各小学校区（和泉市小学校、中学校及び義務教育学校就学区域規則 昭和31年教委規則第19号に基づく小学校就学区域及び義務教育学校就学区域をいう。）の福祉課題について、地域住民や地域で活動する様々な団体や関係機関が参加し、課題の抽出やその課題解決に向けて検討する場である『協議の場』の活動をより充実させるため、町会・自治会、民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、民間事業者、特定非営利活動法人等といった団体間の垣根を超えた連携を強化、地域が自主的に『協議の場』を運営進行できるように支援を行う和泉市地域福祉推進コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）事業に関する事項を定める。

(校区の選定)

第2条 コーディネーターが年度ごとに『協議の場』の強化支援を重点的に行う校区（以下、「対象校区」という。）は、市と市社協が協議し決定する。

(支援内容)

第3条 コーディネーターは第1条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 対象校区の地域住民が自主的に『協議の場』を運営進行できるよう支援する。
- (2) 対象校区の会合やイベントに参加し、地域住民との信頼関係を構築する。取組を通して対象校区の特色や人的資源も含めた社会資源を把握し、地域診断を実施する。
- (3) 対象校区の『協議の場』に出席し、地域診断を踏まえた対象校区の福祉課題を解決するための提案や解決策の捻出を支援する。
- (4) 対象校区の福祉課題を解決に向けた地域資源、専門職を地域に調整する。
- (5) 対象校区での地域活動や『協議の場』での活動を通して、対象校区の団体間の垣根を超えた連携強化や会議の運営、活動の発信方法などコーディネーターが持つ地域活動に係る手法や技術を地域の担い手に伝える。
- (6) コーディネーターの支援終了時、対象校区への支援が継続できるよう市社協に対し、コーディネーターが対象校区に行った支援内容や地域診断の結果を踏まえた課題解決に向けた提案等を引き継ぐ。

2 前項に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事業の推進を図る。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、和泉市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認める事業者に委託することができるものとする。

(市社協との連携)

第5条 コーディネーターは、市内全域に渡る福祉のネットワークを有し、地域福祉を推進する団体である市社協と連携し業務を進めること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。